

各位

静岡県後期高齢者医療広域連合事務局長  
( 公 印 省 略 )

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る  
療養費の改定について (通知)

平素より、静岡県後期高齢者医療広域連合の運営につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、令和 8 年 6 月 5 日付け厚生労働省通知(保発 0605 第 8 号)内の、令和 8 年 7 月 1 日から適用される部分について、下記のとおりお知らせします。併せて申請様式等の変更・廃止・新設等がございますので同日に発出された関係通知(保医発 0605 第 3 号・第 4 号、保発第 9 号)も改めて御確認ください。

記

1 改定の要旨

- ◎マッサージ施術料 (1 回につき) ●1 局所 450 円→470 円●2 局所 900 円→940 円  
●3 局所 1,350 円→円 1,410 円●4 局所 1,800 円→1,880 円●5 局所 2,250 円→2,350 円

マッサージ 訪問施術料 (患者 1 人あたりの金額)

	1 局所	2 局所	3 局所	4 局所	5 局所
訪問施術料 1	2,750 円→ 2,770 円	3,200 円→ 3,240 円	3,650 円→ 3,710 円	4,100 円→ 4,180 円	4,550 円→ 4,650 円
訪問施術料 2	1,600 円→ 1,620 円	2,050 円→ 2,090 円	2,500 円→ 2,560 円	2,950 円→ 3,030 円	3,400 円→ 3,500 円
訪問施術料 3 (3 人～9 人)	910 円→ 930 円	1,360 円→ 1,400 円	1,810 円→ 1,870 円	2,260 円→ 2,340 円	2,710 円→ 2,810 円
訪問施術料 3 (10 人以上) →廃止	600 円→ 廃止	1,050 円→ 廃止	1,500 円→ 廃止	1,950 円→ 廃止	2,400 円→ 廃止
訪問施術料 4 (10 人～19 人) (新設)	620 円 (新設)	1,090 円 (新設)	1,560 円 (新設)	2,030 円 (新設)	2,500 円 (新設)
訪問施術料 5 (20 人以上) (新設)	540 円 (新設)	1,010 円 (新設)	1,480 円 (新設)	1,950 円 (新設)	2,420 円 (新設)

- ◎はり、きゅう初検料 ●1術 1,950円→2,000円 ●2術 2,230円→2,320円  
 ◎はり、きゅう施術料 ●1術 1,610円→1,650円 ●2術 1,770円→1,820円  
 はり・きゅう 訪問施術料（患者1人あたりの金額）

	1術（1回）	2術（1回）
訪問施術料1	3,910円→3,950円	4,070円→4,120円
訪問施術料2	2,760円→2,800円	2,920円→2,970円
訪問施術料3（3人～9人）	2,070円→円2,110円	2,230円→2,280円
訪問施術料3（10人以上）→廃止	1,760円→廃止	1,920円→廃止
訪問施術料4（10人～19人）（新設）	1,800円（新設）	1,970円（新設）
訪問施術料5（20人以上）（新設）	1,720円（新設）	1,890円（新設）

◎月16回目以降の施術は「50%通減制」

・はりきゅう

月16回目以降の施術について所定料金（施術料、訪問施術料、電療料）が「50%」に相当する額により算定

・マッサージ

月16回目以降について所定料金（マッサージ、訪問施術料、温罨法、電気光線器具、変形徒手矯正術）が「50%」に相当する額による算定。

◎料金以外の主な変更点の抜粋

- ・明細書発行加算の新設（はり、きゅう・あん摩マッサージ共通） 0円→10円  
 ※患者に対し一連の施術に係る料金の計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を無償で交付した場合に、明細書発行加算として算定する。
- ・オンライン診断による同意書交付は不可
- ・同意書の訂正は二重線+医師の署名  
 ※修正テープを使用し、申請書・同意書を修正した場合、すべて返戻対象となります。
- ・同意書内に「留意事項確認」のチェック欄が追加

◎今回の改正に伴い「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」も一部改正されております。下記厚生労働省（各種通知）より併せて御確認ください。

## 2 参照

厚生労働省（各種通知）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryouhoken/iryouhoken13/01-02.html>

申請書等様式の変更・廃止 下記 URL をご参照ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryouhoken/ryouyouhi\\_youshiki02.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryouhoken/ryouyouhi_youshiki02.html)

## 3 適用開始年月日

令和8年7月1日施術分から

以上

静岡県後期高齢者医療広域連合  
 医療給付室  
 TEL 054-270-5530